

業務名	令和8年度「水産庁船舶専用岸壁陸電設備電気供給業務（単価）」
-----	--------------------------------

質問番号	質問	回答
(1)	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	ご認識のとおりです。
(2)	仮に弊社が落札した場合、契約書（案）の内容について、協議いただくことは可能ですか。	可能です。
(3)	代表者で応札し、仮に当社が落札した場合、契約締結に際しては、別の代理人（事業所の長）に契約締結の権限を委任し、契約締結することは可能ですか。可能な場合、落札後、契約締結までに委任状を提出する対応でよろしいですか。	契約締結の権限の委任は可能です。 その場合は契約締結までに委任状を提出してください。
(4)	入札金額の積算に伴う端数処理については、下記のとおりとしてよろしいですか。 ・基本料金、電力量料金、燃料費等調整額および再エネ賦課金の各単価には、消費税を含むものとし、各月の基本料金、電力量料金および燃料費等調整額の各小計においては、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで保持する。 ・再エネ賦課金の小計においては、円未満を切り捨てる。 ・月別合計金額は、各月毎に基本料金、電力量料金、燃料費等調整額および再エネ賦課金の合計金額の円未満を切り捨てる。 ・合計金額（税込）の110分の100に相当する額に1円未満の端数がある場合は、円未満を切り捨てる。	問題ありません。
(5)	仕様書9（3）に「入札価格の算定にあたっては、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。」とありますが、入札書には、（注）「入札金額に含める燃料費等調整額（政府が実施する「電気・ガス料金	ご認識のとおりです。 仕様書9（3）の記載に誤りがありました。なお書き以降を削除します。

	<p>支援」による特別措置料金単価含む。)、再生可能エネルギー発電促進賦課金は令和6年度分を適用すること。」とあります。</p> <p>入札金額の算定にあたっては、入札書の記載を正とし、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を適用するという認識でよろしいですか。</p>	
(6)	<p>燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を適用する場合、以下についてお示しください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料費等調整単価は、公表している何月分の単価を適用すればよろしいですか。 ・該当月に、政府が実施する「電気・ガス料金支援」による特別措置がある場合、値引きを含めた単価を用いて算定する認識でよろしいですか。 ・再生可能エネルギー発電促進賦課金については、2024年（2024年5月分～2025年4月分）の3.49円で算定する認識でよろしいですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料費等調整単価は、4月～3月のそれぞれの電力使用月の単価を適用してください。 ・政府が実施する「電気・ガス料金支援」による特別措置および再生可能エネルギー発電促進賦課金については、ご認識のとおりです。
(7)	<p>契約書に以下の文言を追加させていただけますか。</p> <p>乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。</p>	貴社が落札された場合は了承します。
(8)	<p>仕様書4「供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について、確認できる資料を当所へ書面（様式自由）で提出することとする。」とありますが、提出時期等詳細については、落札後、協議に応じていただけますか。</p>	協議は可能です。
(9)	<p>入札書に記載する日付は、作成日でよろしいですか。</p>	作成日としてください。